

令和5年度第2回東久留米市地域自立支援協議会

令和5年9月11日

【障害福祉課長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

これより令和5年度第2回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。本日は、斎藤委員、石渡委員、岡野委員より欠席の御連絡をいただいております。また、吉野委員がまだ見えませんが、現時点で過半数の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しております。

それでは、お手元の資料を御確認ください。議題に入る前に資料の確認をお願いいたします。

一番上が本日の次第でございます。続きまして、資料の2-1、東久留米市日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価等に関する実施要領。続きまして、資料の2-2、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る事業評価シート、こちらはグループホームまことの分になります。続きまして、横書きの資料になりますけれども、こちら資料番号はありませんが、資料2-3という扱いになっております。「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要というものです。その後ろに、右上に厚生労働省と書かれております「これからの自立支援協議会に期待すること」という資料。その次に、また横書きの資料で「地域生活支援拠点等の整備・機能の充実（検討の方向性）」と書かれた資料です。こちらの厚生労働省の資料と今見ている1枚の資料、この2種類につきましては、国から担当者限りとされていることから取扱いに御留意願います。

続きまして、資料2-4、東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（骨子案）。また、その次は資料2-5、東久留米市障害者施策に関するアンケート調査結果報告書（速報）になります。速報であり、確定版ができてからの公表になります。続いて資料2-6、令和5年度第1回就労部会会議録。配付資料は以上になります。また、参考として、現行の計画の冊子をお手元に配付してございます。不足等がございましたら挙手をお願いいたします。

続きまして、会を進めるに当たっての注意事項です。この会では議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際は着席のまま結構でございます。また、議事録上公開の際は、会長や委員など職名での記載となります。

なお、本日は、協議事項2のために、計画策定支援を委託事業者の2名がオブザーバー参加しております。よろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行は村山会長にお願いしたいと思います。村山会長、よろしく願いいたします。

【会長】 村山です。よろしく願いいたします。

まず、傍聴者の確認ですけれども、本日傍聴希望されている方がいらっしゃれば教えてください。

【障害福祉課長】 いらっしゃいます。

【会長】 では、事務局に確認していただいた上で、入室していただいでください。

この後もし、また傍聴希望される方がいらっしゃいましたら事務局に確認していただいた上でお認めしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、次第に沿って進めますが、次第の1、協議事項、まず日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の実施状況等の報告について、事務局より御説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】 資料2-1と資料2-2を使用しますので、御用意をお願いいたします。

国が定める基準において、日中サービス支援型のグループホームの提供に当たりましては、事業者は、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞くこととされております。

第1回の地域自立支援協議会におきまして、この報告の時期について御議論いただきまして、指定後の6か月を経過したとき、以後1年ごとにこの報告をいただくことと決定いただきました。また、その後、この評価に当たっての視点ですとか手続を整理するために、評価等に関する実施要領を策定させていただきました。策定に当たりましては、委員の皆様からいただきました御指摘を反映させていただいております。短い時間の中で、要領案を御確認いただきまして、ありがとうございました。

さて、本日実施する評価はこの要領に則って行っていただきます。具体的には、まず事業者にご記入いただいた様式1、事業評価シートに関して、御質問、御意見等を御発言いただいた後、それ以外の助言等を御発言いただく流れでございます。

御発言いただいた内容を基に、事務局にて様式2の評価結果通知書を作成い

たしまして、こちらの委員の皆様には御確認いただいた後、事業者へ通知する流れとなっております。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今の御説明で確認がなければ、そのまま進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、グループホームまことを運営する誠音会の方に御入室いただきます。お願いいたします。

(説明者入室)

【会長】 本日は御出席いただきありがとうございます。

国が定める基準において、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たり、事業者は、定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言を聞くこととされております。

東久留米市におきましては、指定申請前、指定後6か月を経過したとき、以後1年ごとに地域自立支援協議会へ事業の実施状況等を御報告いただき、協議会から要望、助言等を聞くこととしております。

今回は、指定後6か月が経過したことから、実施状況の御報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様には事前に事業評価シートを御確認いただいておりますので、早速、質疑応答から行いたいと思っておりますが、その前に、シートへの記載事項の補足事項や直近の運営状況、困り事など、協議会に対する相談事項等がありましたらお願いいたします。

【誠音会】 2月1日に指定申請を受けてちょうど半年たちまして、また、協議会に呼んでいただきありがとうございます。日中支援ということでやらせていただいておりますが、区分で言うと4以上の方が今入居されています。大半が区分6の方で、その中でも重度心身障害者の方とか医療ケアが必要な方が多くいらっしゃいます。短期入所も区分6の方が多いです。また、うちの特徴といたしまして、18歳以下の障害児の方の短期入所が非常に多く、一番若い方ですと12歳ぐらいから、それから、非常に特例なのですが、●歳の入居者がいます。これは全国でも二、三十人ぐらいしかいらっしゃらないと思っております。その方も医療ケアが必要で、医療ケアということでいろいろ行き当たったせいか、看護師さんが非常に多く集まっていて、在籍人数で8名看護師がいます。それに伴って医療ケアでの糖尿病の方が非常に多く、8割ぐらいが糖尿病の方です。

その中でも、さらに1型の糖尿病の方もいらっしゃって、これはBSチェックを1日に4、5回して、それから注射も4回ぐらい行っています。これらの

状況を聞いてかどうか、糖尿病の方が非常に多く集まっているのが現状です。日中支援ですので、夜間支援も看護師が2名体制で24時間いるようにしています。協議会に対する質問というのは別にはないのですが、あとは質疑応答でお答えいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、事前に御覧いただいている事業評価シート、また、今御説明いただいた内容に即して、質疑応答あるいは助言、要望等を御発言いただきたいと思います。御発言がおありの委員の方、お知らせください、お願いいたします。

【委員】

定員が9名で、現員は何名なのか教えてください。

【誠音会】 5人です。

【委員】 5人ですか、分かりました、ありがとうございます。

【委員】

年齢の内訳のところが書いてなかったのですが、先ほど10代の児童がいるということですが、ほかは何歳ぐらいの子がいらっしゃるのでしょうか。

【誠音会】 大体二十歳ぐらいの方、一番お年を召している方でも30歳ぐらいまでです。

【会長】 よろしいですか。恐らく10代が何名、20代が何名、30代が何名みたいに言っていただくとスムーズだと思うので、もし今お手元に数字があればお願いいたします。

【誠音会】 30代が1名、20代が3名、10代が1名です。

【会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【委員】 この5人の方で、日中どこか作業所とかに行かれる方は何人いらっしゃるのでしょうか。

【誠音会】 3名です。お一人はずっと日中いらっしゃる方と、もう一人は特別支援学校に通っていらっしゃる方です。

【会長】 お願いいたします。

【委員】

4の利用者状況の支援区分の身体障害者、知的障害者の中に、グループホーム内で日中を過ごす利用者何名、グループ外でと書いてあるので、もし分かるようでしたらこの数字で教えていただけるとありがたいなと思います。

【誠音会】 ちょっと整理をさせていただいてもいいですか。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 グループホームですから、食事ってすごく楽しみにしていると思

うのですが、糖尿病の方もいらっしゃるって、カロリー調整等結構大変だと思いますが、何か嗜好調査とか、何かそういったものとかの聞き取りとかはやっていらっしゃる状況でしょうか。

【誠音会】 家族の方と入居のときに、食事のことはお話し合いになりますが、そのときにアレルギーとかカロリーとかというお話があったときには、それに合わせて設定するようにしています。手前どもの場合は、新座市に保育園があるので、そちらで厨房を抱えていて、今120人ぐらいの料理を作っていて、カロリー計算をしていますので、それに合った食事を出すようにしています。

ただし、アレルギーとかカロリー計算が必要な方は今いらっしゃらないので、一応おかずが360キロカロリー、それから、御飯が142キロカロリーでお出ししています。ですので、3食食べても1600キロカロリーぐらいですので、少しずつダイエット状態になるような形で、皆さん、体重が徐々に減ってきています。ただ、もっとたくさん食べたい方にはお出しするようにしています。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 利用者の障害特性のところですが、強度行動障害のある方が1名、その他1名ということになってはいるのですが、このお二人の方に対する支援というのは、どのような配慮で支援をされているのですか。

【誠音会】 医療的ケアの方が2人、それから強度の方が1人となっています。医療的ケアのほうは、先ほど申し上げたとおり看護師が準備をして、毎回のバイタルチェック並びにBSチェック、注射、それから、病院の同行に際して先生との相談を看護師の立場から申し上げて、薬の調製などを行っています。

強度行動障害のある方は、こちらの方が入居して分かったのですが、外側からのセキュリティというのは鍵や二重ロックや暗証番号等きちんとあるのですが、中から脱出するという場合は、無防備だったと気がつきました。それで、内側からの鍵とか絶対開かないようにする対策を後からしました。でも、本当に暴れる場合は、多分窓でもガラスでも突き破ると思います。この前は3人がかりで押さえましたが、それでも無理で、大変苦労しました。それで脱走してしまい、それを追いかけて、何とか中に入れましたけれども、なかなか難しいと思っております。

ですので、今後は内側からのセキュリティも万全にしていきたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。重ねて質問します。今の方ですが、非常に大変な利用者の方だと思いますけれども、主治医の先生の御意見を聞かれたり、指示といいますか、方針で言われているのでしょうか。

【誠音会】 手前どものほうでは看護師がいますので、その方の処方されて

いる薬や何かは完全に理解できています。それで、その方がそうなった場合に、お薬でそれを何とかお止めできないかということを図りますが、みんなと分析した結果、もう限界まで達している状態なので、もう薬には全然頼れないような状況です。その辺が非常に難しく、悩んでいる最中ですが、先生ともよく相談してやっていますが、医者側も薬的にはもうフルマックスということなので、それ以上は飲めないというような状況です。大体40錠ぐらい飲んでいきます。もうそれが限界という状況です。

【委員】 すいません、あとその他の方が1人とありますが。

【誠音会】 この方は普通の方というか、ダウン症の方で日中ずっと施設にいます。

【委員】 どうもありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。お願いします。

【委員】 今話された利用者、学齢期の利用者ですけれども、多分子ども家庭支援センターから相談があり、いろんな関係機関が入ってきたと思います。グループホームだから成人は対象だけど、いろいろあってそちらでお願いしているということがあるのですけれども、グループホームだけで解決できる問題じゃないので、外部の子家センとか、児童発達支援センターわかき学園も担当しているので、そういったところと緊密に連携をとっていくのが良いと思いますので、今話を聞いて意見です。

【会長】 お願いします。

【委員】 本当に強度行動障害のある方の対応は難しいと思います。それに対応している職員が疲弊しないためのフォローをどのようにやられているのかなというのが1点と、あと、後ろのほうの研修の参加状況というところで、「サポートカレッジと契約し」とありますけど、そのサポートカレッジについて教えてください。

【誠音会】 まず1点目、職員のケアですが、現実問題、嫌だと言って1人辞めました。もう限界ということでした。それはもう幾ら話し合っても厳しかったですね。

皆さんも御存じだと思いますけど、本当に難しくても私も強度行動障害の研修は受けていますが、研修の中で、強度行動障害の方は自分の将来の、未来のスケジュール感が分からないから、そういう症状になるのだという研修を受けましたが、幾らそれを説明してもそううまくはいきません。やっぱり彼ら、彼女たちも不安に思っているということが一番ですので、それも自然に解消できないかということでしょうけれども、普通に接していても、あるトリガー一個でがらっと表情が変わってしまうので、なかなか読み切れない。という状況を真

に受けている看護師が1人辞めてしまいました。非常に残念でした。

それから2番目、サポカレのことですが、皆様方も職員の方の研修ということで、外部のところと組んでやっていらっしゃると思いますが、サポートカレッジというのは、インターネット上で研修を行える制度で、何十万円かの会員になれば何百というその研修が常時画面で表れていて、それを1時間見て、受講証明がもらえるという形で、外部に行かず、研修が受けられる制度を採用しています。

【会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。お願いします。

【委員】 すいません、まことさんに対する質問ではなく、事務局にお伺いしたいのですが、この評価シートというのはインターネット等で誰でも見ることができるのですか。

【障害福祉課長】 評価シートについてですけれども、今回資料としてお配りしておりますが、事業運営情報に該当すると考えておりますので、こちらの評価シート自体は、公表は予定しておりません。

【委員】 ありがとうございます。もう1点、要領の第2条で東京都へ事業指定の申請をしようとするときは、協議会から評価を受けるということですが、これは東京都に申請する場合のみですか、例えば埼玉県だったら埼玉県でやらなきゃいけないというのはあるのでしょうか。

【障害福祉課長】 市内で事業所を開設される場合は東京都への申請という形になりますので、本市におきましては、東京都への申請だけという形になります。

【委員】 なので東京都独自のものなのか、全国的にそれぞれの都道府県で行うものなのかというところをお伺いしたいのですが。

【障害福祉課長】 都道府県で、主導してこうした実施要領をつくっているところもあれば、都道府県がそういった用意をしていなくて、各市町村でつくっている場合もありまして、東京都はそういったものをつくっておりませんので、市のほうで、ほかの都道府県等で作成しているものを参考にこうした要領をつくっています。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 本当に大変なお仕事で、突発事故がいろいろ起きると思いますが、職員体制に穴が生じたときの対応、職員の方がちゃんと規定労働時間以内に就業できているかを確認したい。

【誠音会】 シフトを組んでみて、穴の空いたところはありますけれども、

それをできるだけ事前に把握し、うちは今主任が2人いますので、その主任と管理者で話し合いながら、穴が空いたらどうするのか、誰がフォローするのか調整し、必ず夜間なら2人体制を100%実現しています。ただ、それも非常に難しいです。

【委員】 それでオーバーワークになりませんか。

【誠音会】 管理者はなっています。どうしても管理者が受けてしまいます。

【委員】 よく分かりました。

【誠音会】 あと、先ほどの委員の質問にお答えしたいのですが、身体障害ではグループホーム外で日中を過ごす利用者が1人、知的障害ではグループホーム内で日中を過ごす利用者が1人、グループホーム外で日中を過ごす利用者が3人です。

【委員】 ありがとうございます。

この記入シートなんだけど、この身体とか知的とか、これは必要なのか。分かりにくい。今、医学モデルから社会モデルに変えようと言っているのに、医学モデルがもう目いっぱいになっちゃっているんで、もうちょっと分かりやすく、一般の人が分かるような形で書いていただけるとありがたい。

あと、前もおっしゃっていたバックアップ施設。やっぱり障害のところではそこが専門だと思うので、相談していきながら、地域で、利用者スタッフ両方の安全を守るような形で、そういうつながりをつけていくことが大事だと思うので、そういったバックアップ施設の記入もしていただけるとありがたい。

【会長】 ありがとうございます。お願いいたします。

【委員】 ここには書いてないのですが、利用者さん方の保護者会みたいなものはあるのでしょうか。例えばその利用者さんの親御さん同士がお話をしたりする場が、設けられているのでしょうか。

【誠音会】 残念ながらございません。

【委員】 面倒くさいですよ。利用者も今は大変なのに、親の対応ということになるともっと大変になるのかなと思ったのですが、でもやっぱりどのように対処したらいいかというのは、親に聞くのが一番早いと思いますので、ぜひ親御さんとのコミュニケーションをとっていただけると、より良い支援ができると思います。

以上です。

【会長】 念のため今の確認させていただいていいですか。親御さん同士のネットワークもつくといいのではないかという意味ですよ。その施設の御家族は今、週1日来られていて、その施設と事業所と御家族のやり取りは週1回一応確保できているけれども、それに加えて、保護者同士のネットワーク

グができるといいという意味ですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 世話人さんと生活支援員さんの障害の方への経験が、どの程度あるかを教えていただければと思います。

【誠音会】 人それぞれございますが、手前どもの場合は、99%介護福祉士です。近くの滝山団地から来られている高齢者の方がお近くで来られているだけで、あとは全員資格を持っていて、その資格を有意義に利用されて、支援されています。

【会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

【委員】 先ほどの世話人の絡みもあるのですが、看護師と世話人さんはまた違うという捉え方で、生活支援員さんが看護師さんなのか、内訳を教えてくださいたいです。

【誠音会】 それを個別に分けているわけではなくて、世話人になったり、生活支援員になったりという感じです。私も不勉強で申し訳ないのですが、東京都の方にもよく聞いているのですが、世話人と生活支援員の違いについて話はよくしています。ただ、どうしても人数を割り当てなければいけないので、エクセルの表に書いて、右側のやつが有効になるかどうか計算しながらですけども、やっていることは一緒だと思います。

【会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

【委員】 強度行動障害の対応は、グループホームだけでは厳しいと思うが、行政のほうはどう対応しているのか。

【障害福祉課長】 そのケースごとに応じて担当のケースワーカーが御相談に乗って御対応しているという状況と認識しております。

【委員】 やっぱりグループホームだけではなかなか難しい部分もあるので、ぜひバックアップしていただいて、そこからほかの関係機関とのつながりもできると思うので、スタッフさんも少し見通しを持っていたりする場合もあるので、ぜひ関係を大事にいただけるとありがたい。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 生徒であった場合は学校も一緒に支援を考えていくべきであり、学校も一緒に関わっていくつもりはあります。しかし、当初から関わっていないと難しい。

【村山会長】 お願いします。

【障害福祉課長】 すいません、個人が特定されるような内容につきまして

は、特定できないよう議事録上御配慮させていただきます。

【会長】 よろしいですか。お願いします。

【委員】 定員9名で、現在5名ですけど、多分、今は行動障害の方の対応で頑張られているときで、余裕がないのかもしれませんが、今後定員をいっぱいにしてやっていくのは具体的に何月頃受けるか、予定があれば教えてください。

【誠音会】 たくさんの方が今お待ちいただいている段階です。一番話が多いのは区分2、3ぐらいの方。うちは女性だけのグループホームですけど、区分4から受け付けていて、さらに区分4、5、6となってくると、たまたま今は若い世代でまとめさせていただいているので、六、七十の高齢の方の入居希望者も何人かいますが、できるだけ年の近い方でやろうと思っています。来月ぐらいには3人ぐらい入ってきますので、だんだん埋まってくると思います。

【会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。いろいろと御質問、質疑応答、あと御助言、御要望等ありがとうございました。

それでは、誠音会様におかれましては、ただいま委員の皆様から出た御発言等を基に、また施設運営、様々な困難な事例もお持ちだとは思いますが、引き続き施設運営に生かしていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは、ここで誠音会の方には御退室いただきます。

【誠音会】 では、失礼いたします。

(説明者退室)

【会長】 ありがとうございました。

今、協議の中で御発言いただいた内容を事務局にて取りまとめいただき、後日、委員の皆様を確認いただいた上で評価結果通知としたいと思いますが、よろしいでしょうか。もし、事業所の前で言いにくいけれども、どうしてもということがあれば、ここで御発言ください。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほど御発言いただいた内容を基に、評価結果通知を事務局にまとめもらうことにいたします。ありがとうございました。

それでは次に、次第の1の(2)第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、事務局より説明をお願いいたします。

【管理係長】

私から、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について御説明させていただきます。まず、計画の性格から改めて御説明させていただきますと、こちらの計画は、本市の障害福祉に関する施策につきまして、長期的視点から総

合的かつ計画的に推進することを目的といたしまして、障害者総合支援法第8条第1項に定めます市町村障害福祉計画と、改正後の児童福祉法第33条の20に定めます市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものとなっております。資料といたしましては、資料2-3から2-5を御用意いただきまして、また、お配りしております第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の冊子も併せて御覧いただければと思います。

こちらの計画は3年ごとに国の指針が出されまして、こちらの指針が、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というものとなっております。基本的にはこちらの指針に基づきまして、3年ごとに定める計画となっております。

現行の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が令和5年度をもちまして、計画期間が終了となりますことから、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間といたします第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画をこれから定めてまいりたいと、進めてまいりたいと考えているところでございます。

こちらの計画につきましては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方を記載するような計画となっております。まず、資料の2-4を御覧いただければと思うのですが、こちらは東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の骨子案となっております。

内容としましては、まだ第1章の記載のみとなっております。第1章の記載もこれで完成というわけではなくて、これからまた修正等が必要になってくるものですが、内容といたしましては、第1章として計画策定に当たってというところで、計画策定の背景と趣旨、計画の性格、計画の対象、計画の期間、計画の策定について、計画の推進・進捗管理というところで記載をしております。

こちらの計画の策定についてというところを御覧いただきますと、国の指針に基づいた計画策定というところで、国の指針を記載しているところと、あと、東久留米市自立支援協議会ので御議論、御協議いただくことになっております。また、市民の方に対するアンケート調査と現在、実施しているのですが、事業所の方、また障害の団体の方に対するヒアリング調査、こちらを基に実施することになっております。この先、素案を策定した後にパブリックコメントを実施させていただく予定になっております。

今回お配りしております資料2-5を御覧いただければと思うのですが、こちらが令和5年6月5日から6月23日までの間に実施いたしました市民の方に対するアンケート調査になります。

まだ確定版ではなくて速報版になりますので、あらかじめ御承知おきください。こちらが当事者の方を対象にいたしましたアンケート調査になりまして、配布数が3,500件、回収数が1,545件、回収率44.1%となっております。この中から幾つかの設問を取り上げて、御説明差し上げたいと思います。

まず、13ページを御覧ください。主な介助者の方が困っていらっしゃることは何ですかという御家族の方にお聞きした質問ですけれども、精神的な負担が大きいというところが一番多く、また、次が介護者自身の健康に不安がある、長期の外出ができないというところになっております。

また、次の問9、介助や支援に当たって課題となると考えられることは何ですかというものですけれども、介護者自身の健康に不安があるという割合が多くなっておりまして、次に、代わりの介助を頼める方がいない、精神的な負担が大きいという結果になっております。

その下、問10、普段介助されている方が一時的に介助できなくなったとき、どのようにされますかという設問ですけれども、短期入所を利用されるという方が最も多い結果になっております。

続きまして、24ページを御覧ください。問19です。障害のある方が地域で生活していくためには何が重要だと思いますかというところで、特に必要なものを3点まで丸をつけていただいたものになります。

こちら最も多かったのが地域生活やサービス利用に関する相談支援の割合が最も高くなっておりまして、続きまして、地域の人たちの障害に対する理解、利用しやすい医療機関という順番になってございます。

続きまして、28ページの問23です。地域で生活する中で、あなたが手助けしてほしいと思うことはありますかという設問ですけれども、特にないという割合が最も多かったのですが、災害時の緊急時の援助というところと、安否の声かけという割合が高くなっております。

続きまして、33ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染拡大の影響で余暇活動への参加状況に変化がありましたかという設問ですけれども、参加していないという方がもともと割合としては多いですが、参加を控えた、参加できなくなった活動があり、現在も参加が減っているという方が19.5%いらっしゃるといいます。

続きまして34ページ、問27です。余暇活動、文化芸術・スポーツ活動に参加するためには、どのような条件が必要だと思いますかというところですが、身近なところで活動できるという割合が最も高く、経済的な負担が少ないというのは次の点になっております。

続きまして、68ページの問34です。あなたは、就労していくためにどの

ような支援が必要だと思えますかという設問ですけれども、回答といたしましては、障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制の割合というものが最も多くなっておりまして、続きまして、仕事探しから就労までの総合的な相談支援、障害の特性に合った職業・雇用の拡大と続いております。

続きまして、73ページの間38を御覧ください。幼稚園、保育所、通園施設などに通う上で重要と思われるものをお答えくださいという、お子様に対する質問ですけれども、まず、最も多かったのが送迎など、通園・通学のサポート、続きまして、学習支援や介助など学校生活のサポートとなっております。

続きまして、75ページの間40です。保護者の方に対する質問ですけれども、現在または将来について、どのような不安や悩みがありますかという設問になります。

こちらで多かったのが学校での集団生活や人間関係、続きまして、習熟度に合った勉強指導となっております。

続きまして、79ページの間44です。今後、市行政で重点的に取り組むべき施策は何ですかというところですが、全体的には災害時の支援の割合が29.3%と高くなっているのですけれども、愛の手帳をお持ちの方ですとグループホームの施設整備、精神障害の方ですと就労支援の充実と、障害によって希望するところが違うという結果となっております。

また、80ページ以降が施策に関する御意見、御要望となっております。こちらのアンケート調査に関しましては、また冊子といたしまして、完成しましたら皆様にお配りさせていただければと思います。また、今後計画策定に当たっても参考とさせていただくものになります。

また、現在行っております事業所様へのヒアリング調査に関しましても、次回の協議会におきまして、まとめて、また改めてお示しさせていただければと思います。

今後、新しい第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に関する指針の概要につきまして、続きましてお伝えさせていただきます。資料の番号はないですけれども、資料2-3、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要を御覧ください。こちらの基本指針、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針となっております。

指針の構成としましては、第一、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項。第二は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）。第三といたしまして、計画の作成に関する事項。第四といたしまして、その他自立支援給付及び地域

生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等となっております。

1枚めくっていただきまして、基本的指針見直しの主な事項になります。こちら14番まで挙げられておりまして、全てが市町村に対するものというわけではなくて、都道府県に対するものもあるのですが、こちらが今回の指針の見直しとなった主な事項となっております。

続きまして、めくっていただきまして成果目標になります。こちら資料2-4を改めて目次のところを御覧いただければと思うのですが、こちら第3章、障害福祉計画、第4章、障害児福祉計画となっておりますところで、障害福祉計画の基本的な考え方及び障害児福祉計画の基本的な考え方につきましては、国の指針の考え方につきまして記載をするような内容となっております、この令和8年度に向けた目標の設定というところがこちらの成果目標を記載する形となっております。

現行の計画につきましては、58ページ以降が現在の令和5年度末に向けた目標の設定となっておりますので、こちらも並行して御覧ください。こちら成果目標7点挙げられておりまして、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、また障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築という形で挙げられておりまして、基本的な目標といたしましては、現行計画と変更はないような記載となっております。

ただ、内容的に新しく追加されたところが幾つかございまして、3番の地域生活支援の充実のところですが、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととされております。現行の計画の60ページの(3)というところですが、併せまして、1枚お配りしております地域生活支援拠点等の整備・機能の充実という資料も御覧ください。

地域生活支援拠点は障害のある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えまして、地域生活支援のための機能、大きく5つの機能、相談体験の機会、緊急時の受入れ対応、専門性、地域の体制づくりということが挙げられていますが、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するという目的となっております。

東久留米市では、令和5年度末までに面的な整備を行うという体制を目指し検討を進めますと現行計画に記載しておりますけれども、こちらまだ検討が進

んでいない状況でございます。今回、国の指針におきまして、こちらの設置が努力義務という形で新たに定められたこともございまして、次期計画では、具体的に検討を進めていくというところで記載をこれから進めていきたいと考えているところでございます。

新たにこの3番のところで、強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることという記載が追加されておりまして、こちらは先ほども話題に出たところかとは思いますが、強度行動障害の方の地域のニーズですとかニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要とされておりまして、令和8年度末までに、市町村または圏域におきまして、強度行動障害を有する方に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするという形で指針にも記載がされておりますので、こちら次期計画についてどのように記載していくか検討を進めていければと考えております。

また6番、相談支援体制の充実強化等につきまして、各市町村において基幹相談支援センターを設置等という形の記載がございまして。その下に、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等という記載も新たに追加されてはいますが、東久留米市では、先ほどの地域生活支援拠点と同じように基幹相談支援センターもまだ設置がされていない状況となっております。

今回お配りしております、これからの自立支援協議会に期待することという厚生労働省の資料を御覧ください。こちら先日、東京都主催で実施されました東京都協議会担当者連絡会で配られた資料になります。こちら8ページを御覧いただきますと、今後の協議会の取組というところで総合支援法改正におきまして新たに定められたところですが、協議会が期待される役割を果たすためには、協議会において個別の事例を通じて明らかになった障害のある方や家族や地域の課題を関係者が共有し、その課題を踏まえて地域の障害福祉サービス等をはじめとしたサービス基盤の開発・改善の取組を着実に進めていくことが必要であるとされております。

また、協議会におきまして、住民の方の個別の課題の分析から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、障害者総合支援法におきまして、関係機関等の協力を求めることができる旨、改めて制度上明確化されるとともに守秘義務規定を設けるとされております。

また、その下に関係機関等の協力に合った個別の課題を幅広く把握する立場にある個別支援を担当していらっしゃる相談支援事業所（計画相談支援、障害児相談支援、市町村障害者相談支援事業等）の参画を得ることが極めて重

要であり、これらの事業所の協議会の参画をさらに促進するための方策を検討するべきであるという記載がされております。

その先の9ページ、市町村協議会の主な機能という記載がされておりますので、こちらにも参考に御覧ください。

20ページです。令和4年障害者総合支援法改正を含めました協議会の機能と構成というところで、協議会を通じた地域づくりにとって、個から地域への取組が重要とされておりまして、個別の支援に関する情報を共有し、それを地域にどうやって生かしていくかという検討をしてくださいとなっております。

また、協議会や地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとされておりまして、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課すとされております。また、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し守秘義務を課すとされております。

26ページを御覧ください。障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針における相談支援になります。成果目標といたしまして、令和8年度末までに各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援センターの強化を図る体制を確保するとされております。基幹相談支援センターの設置も令和6年度以降、市町村の努力義務とされたところでございます。

その下が、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための必要な協議会の体制を確保するとされております。

基幹相談支援センターの課題的な役割につきましては、27ページを御覧ください。こちらにおきましては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関としまして、次に掲げる業務を総合的に行うことを目的とする施設とされておりまして、①として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、②他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務、③といたしまして、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援です。④は協議会の運営への関与を通じた地域づくりの業務とされているところです。

指針におきましても、基幹相談支援センターの設置が新たに進めるようにされているところから、次期計画におきましても基幹相談支援センターの設置につきまして、進めていく旨を記載するとともに、新たに基幹相談支援センター検討のために自立支援協議会の部会や、どうやって検討していくかというところの体制も改めて協議会の中で御協議いただければと思いますので、よろしく

お願いいたします。

あと、事業量の見込みになります。こちらが現行計画でいきますと62ページ以降、各サービスにおけます令和6年度以降の事業量の見込みを定める形になります。こちらは今現在、令和6年度以降の見込みの算出を行っているところになりまして、算出の方法が国から示された推計方法による実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態及び事業所アンケート等に鑑み、算出するものとなっております。

こちらの数値に関しましては、次回11月に予定をしております第3回自立支援協議会で、提示をさせていただければと思います。また、こちらで見込んだ数字に基づきまして、サービスの見込み量確保に向けての方策というところで、こういったところでこういった数字に対してサービスを確保していくかというところを記載することになりますので、そちらも次回提示させていただければと思いますので、その内容について御協議いただければと思います。

現在としましては、今後こういった形で計画を進めていければと考えているところをございまして、次回に具体的な内容につきまして提示させていただければと思います。私からの説明は以上となります。何か御意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

何か御質問、御意見等おありであればお願いいたします。

【委員】 第7期の骨子案ですね。計画策定の背景と趣旨のところ、「また、平成30年4月に」というところの3行目、「高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し」と書かれているのですが、この間6月30日に事務連絡で、厚生労働省のほうから出ている事務連絡では、適切な移行は必要な支援を受けられるかどうかといった視点、観点で行われなければならないと書いてあるので、やっぱりそういう文言にしていかないと、何かもう65歳過ぎたらみんな介護保険に移行させるみたいな形に捉えられてしまうので、やっぱり移行できるサービスがちゃんとあるのかどうかという観点を入れてほしいというふうに思います。

以上です。

【管理係長】

御意見ありがとうございます。参考にさせていただければと思います。こちらの記載につきましては、平成30年4月という形で古い記載になっておりまして、総合支援法と児童福祉法、令和4年度にも改正がされておりますので、その件と併せまして、ここの記載につきましては、これから検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

【委員】 先ほど委員がおっしゃいましたように、65歳の壁という問題は私たち親の会もすごく他人ごとではないなと感じています。やはり子供が65歳になる頃って、もう親は本当に何歳という、計算できませんという感じですけど、例えば今市役所のほうで64歳の方が何人いらっしゃるのかというのは調べれば分かりますよね。手帳を持っていらっしゃる方で、64歳になる方にやっぱりきちんと65歳になったら介護保険のほうに移行できるとか、そういうお知らせとかはちゃんと行くのでしょうか。

例えば、今の法律だと、64歳までに生活介護もしくは移動支援とか日中一時とかを使ったことがない人が65歳になったときに、介護保険の1割負担というのが多分来るのではないのでしょうか。ちょっとその辺少し教えていただければと思います。

【福祉支援係長】 65歳に達する6か月前にはお知らせを送っておりまして、介護保険移行についての御案内をさせていただいております。また各地域の担当からも、御質問等あれば丁寧に説明をしているところでございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】 自立支援協議会での事例、個別の支援に係る検討ということで先ほど伺いまして、協議会関係者に対して守秘義務を課すということで、今までより明確にされたと思うのですがけれども、難しい方の事例の検討をするときに御本人の検討するという同意は必要になるものでしょうか。同意がとりにくい場合も結構あるのではないかと思います、その辺りお聞かせいただければと思います。

【管理係長】 守秘義務に関しましては、今後、国等からガイドラインのようなものが出されるとお話がありましたので、そちら確認してから改めて御説明させていただければと思いますが、基本的に個人情報に関わる部分につきましては、本会におきましては取り上げずに、部会等で具体的な検討を進めて、本会ではその検討を踏まえて全体的に市としてはどうしていくというお話をさせていただければという進め方でいかがでしょうか、進め方も改めてこちらで御検討、御協議いただければと思っております。守秘義務に関しまして、また詳しいところが出てきたところで、情報提供させていただければと思います。

【会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

ついでにと言うと変ですが、まさに議事録を全文公開するかどうかの調整も

恐らく今後の協議会のイメージのことを考えると、必要になるかもしれないので、そこも恐らく一括で調整することになると思いますので、可能な限りお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。具体的なことがこれから次回以降また出てくるとは思いますけれども、今日の時点でもし何かあれば。

【委員】 基幹相談支援センターの設置は随分前から取り組まなければいけないと思っているのですけれども、基本的にはやはり予算がつくのかという観点はどうしても出てくるので、そういったこともないと、なかなか我々で基幹相談支援センターをつくる話合いをしても、具体的にはなかなかいかないような状況がありますので、基幹相談支援センターや地域生活拠点など、新たな取組として障害福祉課からも、行政、予算を獲得してもらいながらやらないとなかなか実現しないのではないかなと思いますので、そこら辺お願いしたいと思います。

【会長】 ただいまのは御要望と受け取ればよろしいですかね。何か答えてもらったほうがいいですか。

【委員】 強い要望。

【会長】 では、強い要望ですね。何かもしお答えになることがあればお願いいたします。

【障害福祉課長】 この基幹相談支援センターの整備というのは、市の内部で課題として挙げていますので、この協議会で御議論いただく内容が、また予算要求の後押しにもなってくるとい考えてございますので、協議会とともに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 センターの設置は、これによると努力義務と書いてあるのですよね。お役所さんは大体努力義務というと、努力をしたけど、できませんというのが多いですけど、その辺はいかがでしょうか。

【障害福祉課長】 今回の法改正で努力義務化されたというところもありまして、課としても整備をしていく方向性で進めていきたいと考えておりますので、ぜひこの自立支援協議会の中でも積極的な姿勢で前向きな御議論をいただければ大変ありがたいと考えております。

【委員】 じゃあ大いに応援したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件の質疑応答を一度切らせていただいて、次第の報告事項に進みたいと思います。

次第2番、報告事項の部会報告です。就労部会から、部会長の河野委員、お願いいたします。

【委員】 就労部会につきまして、報告をさせていただきます。

令和5年8月17日に市役所の705会議室にて就労支援部会を行っております。主に就労支援センター、就労移行支援事業所、就労継続B型、また、自立訓練等の委員の方が集まりました。10名集まっております。

内容としましては、各施設の課題をそれぞれ話しまして、その後、意見交換という形で進めさせていただきました。課題としては、就労関係の施設につきましては、それぞれの課題が三者三様という状況もございます。例えば就労移行支援事業につきましては、東久留米市については2事業所がありますが、割と雇用率も高くなっていくところでは、障害のある方の就職については追い風というようなこともあります。就労準備雇用するところの利用者の確保がなかなか難しくなっているというのが実情としてあります。

これについては、くるめパソコンさん、あと、さいわい福祉センターが就労移行支援事業をやっていますが、確保というところが課題ということで、募集もかけていたりとか東久留米特別支援学校のほうにお声がけをさせていただいているのですが、今、東久留米特別支援学校のほうも職能開発科と言いつて、3年間で就職を目的として、3年間のカリキュラムの中で就職準備支援をするという形もありますので、直接就職するというケースもかなり増えてきているような状況もありますので、そういったバランスをとっていくということが今後課題になります。

また、就労移行支援事業について就労アセスメントイシューという機能もありますので、就労Bを使う場合には事前にアセスメントしなければいけないという機能もありますので、そういったところのものも残していかなければいけないというところも併せて考えていかなきゃいけないという課題があります。

就労支援センターにつきましては、去年については10名、離職者が出たということで、その前はなかなかそういった2桁も出るというのは少なかったのですが、去年については非常に多かったところで、もう一度、その再就職の支援というところと準備支援につなげたという経緯があったという報告でした。

就労継続支援B型につきましては、コロナの影響もありまして、工賃が下がってしまうという状況がありまして、そういったことの課題があります。

ほかに今度、来年から精神障害者、重度障害者の所定労働時間が10時間以上20時間未満も雇用率にカウントされるという形に変わりますので、そういったところでの短い時間の雇用の促進という期待ができるのと、あと東久留米

市として超短時間雇用も進めている中では、いろんな働き方を展開していくところでは進めていこうと話をしています。

あとは意見交換の中でも、それぞれの事業所の課題がありました。主に就労支援部会なので、就労に関する就労促進とか働く場の確保というところが議題として上がる一方、居場所、働く場以外に自分の居場所を確保するというところでは、例えば発達障害の方とか精神障害の方については、そういった居場所の確保ということがすごく大切にしていかなければいけないという課題が出てくるというところは、変わりがないところがございます。

また、住みよいまちづくりの会とかでいろんな形で、生活する場という居場所づくりということも少しリンクして考えていけるといいねという話が出ております。

あと、特別支援学校については今東京都にまた2つ、3つですかね、特別支援校、増えていくという話もある中で、特別支援学校に通う児童の数も減ってきているという学校の先生からの報告がありました。

少子高齢化、中学校まで不登校の人がなっているかというのは、教育委員会でも把握されているのではないかなというところで、普通、一般校、特別支援学校が多い中、エンカレッジとかチャレンジスクール、通信とかいろんな利用の仕方が変わってきているので、なかなかそういったところへの障害のある方とか、手帳を持たなくてもなかなかその学校に行きづらい方の把握というのが、難しくなってきているという話が出ております。よく8050問題というところもありまして、不登校で学校に行けないという方が、ある程度自宅にいるというケースもすごく多いと話が出ておりました。

その中では、就労支援室のほうでは、保護者の方が病気であるとか、本当に困ったときに初めて相談をするというケースもありまして、そこから就職のあっせんをしてほしいとか、30年ぐらい引き籠もっている方とかそういった相談があって、ただ、やっぱり外に出る機会とか、そういった社会との関わりが少ないところでいきなり就職って難しいというケースも、あおぞらさんとかさいわいのほうでも出ているというところもありますので、ステップアップとして、その就労継続Bとか就労移行を使うという手だてが必要ではないかという話が出ております。

あと、学校の先生のほうでは、基幹相談支援センターの必要性というところが話として出ておりまして、いろんな相談をするケースというのが増えてきていまして、東久留米市内でも相談支援事業所は多いですけども、いろんなケースを持ちながら、相談支援センターが連携していきながらいろんなケースを改善していくとか、そういったものを今後進めていくことを期待していきたいと

いうことで、就労の絡みでもそういった生活支援、就労支援というところの相談というところでは、期待したいものがあります。

今後の就労支援についての方向性というところでなかなかまとめづらいところもあったのですが、今度、東久留米特別支援学校の見学会をやってみましょうかという話がありました。理由としてはここ3年、コロナでなかなか地域と関係機関とのつながり、交流ができてきていないというところもありますし、あと、東久留米特別支援学校も開設して3年になりますので、市内に、こういった機能があるというところと、あと、特別支援学校から地域の例えば生活介護もそうですし、就備についても、次の進路先としてのつながりということ、もう一度再認識する必要があるのではという話もありまして、市を通して各事業所にお声かけをさせていただきまして、10月25日の水曜日午後に東久留米市特別支援学校の見学会を行う予定であります。

その後、就労部会をやっていく流れにはしていくのですが、もう少しつながりを深めていって、顔の見える関係ですとか、そういった形で展開していこうということで進めていきます。

長くなりました。就労部会からの御報告は以上となります。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明、御報告につきまして、何か御発言がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、次第の3、その他です。その他、事務局から何かありましたらお願いいたします。

【障害福祉課長】 その他なしで大丈夫です。

【会長】 ないとのことですので、最後に次回の日程について事務局よりお願いいたします。ごめんなさい、お願いします。

【委員】 住みよいまちづくり部会は全然開かれてないので、今、話を聞いてちょっと開かなくちゃいけないかということと、ちょっと市民の方から言われたんですけど、防災マップの中で二次避難所のところに自宅や避難所での生活が困難な災害時要援護者の一時入所施設、介助、介護などのサービスを提供しますという文言が載っていて、その下に直接避難することはできません。市を介しての避難となりますという文言で、ここの最初に来ている内容だと、ここに行けば介助、介護してくれるのだろうかというような話になってしまうので、この文言もそうだし、実際じゃあどうするのかということなんかも、先ほどアンケートでも災害のところがすごく今災害多いですから、注目されているのでしっかりそこら辺も含めて部会でも検討して、提案をしていきたいと思うので、ぜひまちづくり部会も何だかんだ言ってやりたくないのかなみたいな

思いもあるのですが、ぜひやっていただけるとありがたいです。

【村山会長】 ありがとうございます。この件、よろしいですか。

お願いします。

【委員】 前回の協議会でもこども部会の報告ということで、お話しさせていただいたのですが、10月26日に一応協議会主催ということで研修会を予定しています。詳細いいですか。

【わかくさ学園長】

今、委員からお話あったように、協議会主催ということで講師を自立支援協議会の委員でもある斎藤先生にお願いしまして、市民プラザで10時から12時の予定で行います。こども部会が発起ということで、子供、児童に関する議題、テーマという形ではあるのですが、今回親御さんの関わり、親との関わり、性教育の視点からという形なので、まだ、成人の方も関心のある方は参加していただければと思っております。よろしいですかね。なので、ここで事業者さんとかを中心に周知させていただければと思っております。市の広報とホームページにも載せていく予定になっております。

【会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

お願いします。

【委員】

第6期障害福祉計画の中の54ページにあります「いのちかがやけ作品展」なんですけど、今年は9月23日、24、25日の3日間で市民プラザ、それから屋内ひろばを会場にいたしまして、コロナ前と同じように展示をさせていただくことになりましたので、ぜひ皆さん、お時間をつくって見に来ていただけたらうれしいです。よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、御発言おありの委員、いらっしゃいましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、次回の日程を事務局よりお願いたします。

【障害福祉課長】 次回第3回の協議会は11月13日月曜日午後2時から、ここ同じ会場になります703会議室での開催を予定しております。開催通知にて改めて御案内いたしますので、よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

これで本日の議題は全て終了いたしました。すいません、少し時間過ぎてしましまして、大変申し訳ありませんでした。円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございます。追って議事録の確認があると思いますので、御出席いただいた皆様方におかれましては、確認のほうよろしくお願いたします。

それでは、第2回の協議会をこれにて閉じます。どうもありがとうございました。

— 了 —